

「大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金」  
 ～よくあるお問い合わせQ&A～

令和4年7月13日現在

分野	No.	Q	A
対象者	1-1	留学生は補助対象になるか。	対象になりません。技能実習生と特定技能外国人のみが対象です。
対象者	1-2	本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は県外にあるが、外国人技能実習生等が就労する工場等は県内にある事業者は、補助対象になるか。	本社が県外であっても、当該外国人技能実習生等を県内の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になります。
対象者	1-3	本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は県内にあるが、外国人材が就労する工場等は県外にある事業者は、補助対象になるか。	本社が県内であっても、当該外国人技能実習生等を県外の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になりません。
対象者	1-4	すでに廃業したが、廃業までの取組は対象になるか。	申請時点で事業を営んでいる法人又は個人が対象となりますので、申請時点ですでに廃業している事業者は補助対象となりません。
対象者	1-5	他団体等で実施している補助金を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。	同じ対象経費に対する重複申請はできません。ただし、異なる技能実習生の分や、同じ技能実習生の分であっても、対象経費が異なる場合は申請可能です。
経費	2-1	どのような経費が補助の対象となるか？	令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に入国・支払いが完了した、技能実習生等が入国する際にかかった水際対策の宿泊費及び交通費が対象となります。
経費	2-2	宿泊費の補助上限が14泊分となっているが、隔離期間が7日の場合でも14泊が対象となるか？	国が求める隔離期間が補助の対象となります。 令和4年1月1日入国…14日の隔離要請⇒14泊が対象（補助上限） 令和4年4月1日入国…7日の隔離要請⇒8泊が対象（翌日換算）
経費	2-2	宿泊に伴う食費は補助対象となるか。	食費は補助対象外です。宿泊費と食費は分けて整理してください。ただし、宿泊費と一体となり、分けることができない朝食付きプランについては例外的に宿泊費として補助対象とします。

経費	2-3	対象となる宿泊施設は、どのような施設か。	国が示す基準（厚生労働省HP（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）参照）を満たす施設とします。なお、補助金申請を行う場合は、利用者・宿泊期間・1人あたりに要した宿泊費の分かる領収書の写しが必要です。領収書にこれらの記載がない場合は、これらの分かる書類を別途添付してください。
経費	2-4	ホテルでなくとも、研修施設や企業の寮（風呂・トイレも個室内）に泊まった場合も認められるか。	国が示す基準（厚生労働省HP（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）参照）を満たす施設であれば認められます。ただし、受入企業が所有（当該役員等所有を含む）する研修施設等又は寮は対象外です。
経費	2-5	アパートを借り上げた場合は、どのような領収書が必要か。	アパートの管理会社から発行される領収書の写し（1部屋あたりの金額及び利用期間がわかるもの）のほか、監理団体から実習実施者に発行される領収書等（利用者・宿泊期間・1人あたりに要した宿泊費の分かる領収書）の写しが必要です。 アパートの管理会社から発行される領収書について、実際の宿泊期間分を切り出した領収書の発行が不可能である場合は、アパートの賃貸契約書の写し（貸借期間及び1ヶ月あたりの金額が明記されていて1日あたりの金額が算出できるもの）でも構いません。
経費	2-6	隔離期間中リモートによる入国後講習を行う場合、タブレットなどの機材の借り上げ料も補助対象か。	講習費用（オンラインに必要な機材・教材等）は対象外です。宿泊費とその他諸経費は分けて整理してください。
経費	2-7	ホテルからの領収書に内訳の記載がなく、別紙明細書に必要事項が記載されている場合は、その明細書で申請可能か。	宿泊施設からの領収書と明細書を併せて添付して構いません。
経費	2-8	宿泊に伴う宿泊税、入湯税やホテル入会金は補助対象となるか。	宿泊税や入湯税については、宿泊費の一部として補助対象経費とします。ただし、ホテル入会金については、入会による特典（割引料金等）の効果が、補助対象期間外にも及ぶことから、補助対象外経費とします。

経費	2-9	マンスリーマンション等を利用した場合、清掃代や寝具使用料は対象となるか。	マンスリーマンション等の借上経費のうち、一般的にホテル・旅館等において宿泊費に含まれる経費については、補助対象経費とします。 <宿泊費に含まれるものの例> 清掃代、寝具使用料、寝衣代、入浴代（入湯税）、宿泊税、インターネット代、W i - F i 代、水道光熱費、サービス料、奉仕料 <宿泊費に含まれないものの例> 食事代、消費税
経費	2-10	消費税の取扱いはどうなるか。	補助金交付申請書の補助金交付申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して算定してください。
経費	2-11	宿泊費を監理団体と折半した場合、補助対象経費はどうなるか。	助成対象は、県内の事業所で外国人材を雇用する事業者（法人、個人）が実際に負担した宿泊費が対象となります。監理団体と折半した場合は、実際に事業者が負担した半額部分が補助対象経費となります。
経費	2-12	交通費はどのような経費が対象か？	技能実習生等の交通費（航空、電車、バス、フェリー代）、レンタカー代、有料道路利用料、燃料費が補助の対象となります。 補助対象外：技能実習生等以外の交通費
経費	2-13	レンタカー代（車両借上）について、個人の車を借上げた場合は補助の対象となるか？	個人の方から車両を借上げた場合も補助の対象となります。しかし、レンタカー業の営業には許可の取得が必要ですので、レンタカー業の営業許可を持つ方からの借上げをお願いします。
経費	2-14	有料道路の利用についてETCカードを利用したが証拠書類はどうなるか？	ETCカードやクレジットカードでお支払いの場合、支出の内容及び引落とし日が確認できる書類の提出が必要となります。
経費	2-15	入国の空港が分かる書類について、どのようなものが該当するか。国内移動だけの書類だけでもよいか。	Eチケットの写しや搭乗証明書が該当します。国内移動のチケットは入国の空港が分かる書類とはなりません。
申請書類	3-1	振込先口座がインターネットバンキングや当座預金で通帳がない場合は、何を添付したらよいか。	口座情報の分かる画面の印刷や当座勘定照会表、残高証明書など、金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類別、口座番号、口座名義（カナ）の情報が確認できる書類を添付してください。
申請書類	3-2	宿泊施設への支払いを銀行振込で行い、領収書が発行されないが、どうしたらよいか。	宿泊施設発行の請求書の写し及びそれに対する振込明細表等の写しなど、宿泊費の支払いが確認できる書類を提出してください。なお、請求書の写しに必要事項（利用者、宿泊期間、1人あたりに要した宿泊費）の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

申請書類	3-3	領収書のあて名が、宿泊した技能実習生の名前になっても問題ないか。	領収書のあて名は、宿泊した技能実習生等が立て替えた場合、当該技能実習生等の名前にして差し支えありません。ただ、本補助金はあくまでも県内企業等が負担した宿泊費のみが対象となるため、企業等から当該技能実習生等に宿泊費の支払いがあったことを確認できる書類を合わせて提出してください。
申請書類	3-4	待機期間中の宿泊費を監理団体が立て替えた場合、領収書の名義は監理団体でもよいか。	受入事業者が支払ったことが分かるものが必要です。そのため、次の①②の書類を提出してください。 ①監理団体から受入事業者あてに発行された領収書の写し ②宿泊施設から監理団体あてに発行された領収書の写し また、①、②いずれかに、必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりの宿泊費用、支払者、支払日）が記載されている必要があります。必要事項の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。
申請書類	3-5	領収書は写しでもよいのか。	領収書（監理団体等が立て替えた場合の領収書も含む）については、原本でも写しでも構いませんが、原則として、提出後の返却には応じかねますので、返却する必要のないものを提出してください。
申請書類	3-6	技能実習計画認定申請書の第2面はすべて提出する必要があるのか。	技能実習計画認定申請書の第2面には、「技能実習を行わせる事業所」や「技能実習生」の氏名等が複数ページにわたって記載されているため、第2面すべての提出をお願いしているところです。
その他	4-1	予算が無くなったら事業は終了するのか。	予算がなくなり次第、終了となります。お早めの申請をお願いします。
その他	4-2	申請期限より前に、国が入国後の待機の要請を終了した場合、事業は終了するのか。	当事業は、国からの要請により、県内企業が外国人材を受け入れるに当たって生じる追加的経費を支援することを目的としています。そのため、国からの要請が終了した日以降の経費は補助対象経費となりません。
その他	4-3	令和5年1月以降の入国を予定しているが補助対象とならないのか。	今回は令和4年12月31日までに入国及び支払いが完了した経費を対象としておりますが、今後の国からの要請の状況等を注視し、必要に応じた事業内容の検討を行います。
その他	4-4	GO TO トラベル等と併用できるか。	補助対象となる経費は企業等が実費負担した分のみです。申請にあたっては、企業等が実際に負担した、他の公的機関の事業による割引適用後の金額を記載のうえ、領収書等に当該事業を活用した旨明記してください。